平成２８年（フ）第３０号
埼玉県越谷市東越谷８丁目89番地　ルレーブハイツ102号
債務者　佐久間里香
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３９５号
千葉県習志野市泉町３丁目１番２―401号
債務者　矢内　　壽（やないひさし）
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３９６号
千葉県習志野市泉町３丁目１番２―401号
債務者　矢内　　壽（やないひさ）
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４９５号
千葉市若葉区西都賀５丁目38番17号　エーデル西都賀205号
債務者　村島　達也
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０２号
新潟市北区濁川1098番地
債務者　高崎建築こと　高崎　　茂
1　決定年月日時　平成28年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４５号
新潟市中央区田中町5169番地171
債務者　高川　　衛
1　決定年月日時　平成28年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６７号
新潟市西区青山２丁目14番32号　エクセレント青山壱番館504
債務者　池　　秀樹
1　決定年月日時　平成28年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６８号
新潟市西区青山２丁目14番32号　エクセレント青山壱番館504
債務者　池　みどり
1　決定年月日時　平成28年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８７号
長野県安曇野市穂高有明10046番地８
債務者　永沢　正子
1　決定年月日時　平成28年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２１号
三重県名張市つつじが丘南８番町125番地
債務者　塚田さつき
1　決定年月日時　平成28年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第３７号
三重県名張市美旗町中２番43番地　メゾン美旗１Ａ
債務者　塚本　　博
1　決定年月日時　平成28年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第９７号
兵庫県伊丹市大鹿５丁目49番地、前住所兵庫県伊丹市大鹿４丁目71番地２
債務者　山門　　真
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１０６号
兵庫県川西市清和台東４丁目19番地の44
債務者　熊本　敬子（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１０７号
兵庫県川西市湯山台１丁目18番地の14
債務者　長岡　正博
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１１２号
兵庫県川西市花屋敷１丁目９番24―306号、前住所大阪府箕面市下止々呂美726番地10
債務者　新岡　俊久
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１６９号
兵庫県加古郡稲美町下草谷西大道340―55、住民票上の住所兵庫県明石市松が丘２丁目５番11―404号
債務者　山下　満雄
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１８９号
兵庫県姫路市夢前町菅生澗1974番地124
債務者　春名　良弘
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部